

議案第 6 3 号

狭山市立幼稚園授業料徴収に関する条例を廃止する条例

狭山市立幼稚園授業料徴収に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の授業料については、なお従前の例による。

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

子ども・子育て支援法等の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、狭山市立幼稚園の授業料を無償とするため、狭山市立幼稚園授業料徴収に関する条例を廃止したので、この案を提出するものである。